

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

人は誰もがある日突然、犯罪等に遭う可能性があります。犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害に加え、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動等により、心身の不調、経済的な損失等の二次被害、加害者から再被害を受けるかもしれない恐怖、不安に苦しめられることとなります。

そして、このような状況に誰もが巻き込まれる恐れがあるにもかかわらず、これまでの支援は十分とは言えず、犯罪被害者等は社会から孤立してしまうことが少なくありません。

犯罪被害者等が社会から取り残されることなく、受けた被害を早期に回復及び軽減し日常生活を再建できるよう犯罪被害者等に寄り添った支援を充実させ、社会全体で支えていくことが求められています。

国は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を制定しました。基本法第5条において、地方公共団体は、犯罪被害者等の支援に関し、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされています。長野県では、令和4年4月から「長野県犯罪被害者等支援条例」を施行し、同条例に基づき「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

このことを契機とし、町では令和●年●月に「長和町犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この「長和町犯罪被害者等支援基本計画」は、条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する町の施策を実効的に推進していくことを目的として策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法及び条例に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的施策について定めるものです。

### 3 計画の期間

計画の期間は、令和●年度から令和●年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや社会を取り巻く環境等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

## 第2章 犯罪被害者等の現状

### 1 犯罪被害者等の置かれる状況

犯罪は、生命を奪う、身体を傷つける、財産を奪うなど、被害者に直接的な被害を与えます。

また、被害者のみならず、そのご家族やご遺族も、心身の不調や日常生活上の問題、周囲の理解や配慮に欠けた言動による精神的な苦痛、被害による経済的な負担の増加等、二次被害に苦しむことがあります。

#### (1) 直接的被害

誰もが、日常生活の中である日突然犯罪被害に遭い、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負う、財産を奪われるといった直接的な被害を受けることがあります。

#### (2) 犯罪被害後に直面する状況

##### ①心身への影響

身体に被害を受けた場合、長期にわたり治療が必要となったり、重い障がいを負ったりすることがあります。

事件により大きな精神的ショックを受けることで、不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身にさまざまな不調が現れ、家事や育児、仕事など日常生活に支障が生じることもあります。また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

さらには、こうした精神的被害にとどまらず、PTSD(心的外傷後ストレス障がい)等の症状に苦しむ場合もあります。

##### ②経済的負担の増加

被害者が亡くなられた場合の葬祭費、怪我の治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居をする場合の転居費用等、あらゆる面で支出が増加する場合があります。

また、犯罪被害により生計維持者を失った場合や、受傷・精神的ショックや捜査・裁判等のため仕事を休むことにより、休職・退職・転職を余儀なくされ、就労状況にも影響することがあります。

このように支出が増加する一方で収入が減少・途絶え、経済的に困窮することも少なくありません。

##### ③精神的な負担の増加

周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となります。また、葬儀や裁判に際しても精神的な負担が増加し

ます。さらには、これらの対応に多くの時間が消費され、時間的負担の増加が、さらに精神的負担の増加にもつながります。他人から犯罪被害を受け、人間社会に対する信頼が揺らぐ中、被害後に受けるこうした精神的苦痛からさらに周囲に不信感を募らせ社会から孤立することもあります。

## 2 犯罪被害者等支援における課題

町が町民に最も身近な行政として、犯罪被害者等に寄り添い支援を行う上で、次のような課題があります。

### (1) 総合支援窓口の設置

犯罪被害者等は、犯罪被害を受けた後、さまざまな心身の不調を抱えることがあります。また、被害の内容や被害者等が抱える問題はそれぞれ事情が異なります。そうした中で、どこでどのような手続が必要なのか、また、支援を受けられるのか、自らの意思で調べて行動を起こすことは非常に大変なことです。

相談窓口の周知を図るとともに、犯罪被害者等が直面している困難を正確に把握し、それぞれの状況に応じた適切な支援策について情報提供を行うことや、支援に関わる関係機関との連携により迅速に支援を実施できる総合支援の窓口と専門職を含めた職員の体制を整備することが必要です。

### (2) 経済的負担の軽減

犯罪被害を受けたことで必要となる葬祭費や怪我の治療費、休職・退職・転職を余儀なくされることによる収入減少・途絶などに伴う経済的負担を軽減出来るよう支援を行う必要があります。

### (3) 日常生活への支援

被害を受ける前まで行っていた日常生活における家事、育児、介護、食事作りなどが、犯罪被害に伴う心身の不調、精神的負担の増加により、出来なくなることがあります。また、転居や転職等を余儀なくされることもあります。こうした日常生活の営みを支援し、被害の回復及び軽減を図る必要があります。

### (4) 二次被害の防止

犯罪被害者等は、周囲の配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材、加害者の再犯等で大きな精神的苦痛を受けることがあります。犯罪被害が発生してしまった際に、被害者等にさらに追い打ちをかけて苦痛を与えるこうした二次被害をなくす必要があります。

## 第3章 犯罪被害者等支援に関する基本方針

### 1 基本的な考え方（第1条関係）

犯罪被害者等支援を推進し、犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復及び軽減、生活の再建と権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与します。

### 2 基本方針（第3条関係）

基本的な考え方に基づき施策に取り組むに当たっては、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った支援の充実の必要性、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を町民等が共有し、犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を形成することが必要です。

条例では、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定めており、犯罪被害者等の支援はこの基本理念に基づき行います。

#### （1）犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して行う

犯罪被害者等は、犯罪被害により、私たちが想像できないほどの精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮などを抱えて生活していかなければならないことがあります。それに関わらず、犯罪被害者等は、被害の責任が犯罪被害者等自身にあるかのように見なされる、被害の実態を理解されないなど、社会から孤立することも少なくありません。

犯罪被害者等支援は、当然に保障される基本的人権の保護を図り、個人の尊厳が重んぜられることを念頭に実施していく必要があります。

#### （2）犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に行う

犯罪被害者等が受けた被害の状況や原因、犯罪後に置かれる状況等は、それぞれ異なります。犯罪被害者等への支援に当たっては、個々の犯罪被害者等の状況等を正確に把握し、具体的状況の差異を十分に踏まえた上で、適切に行う必要があります。

#### （3）必要な支援を迅速・公正に途切れることなく行う

犯罪被害者等が置かれる状況は、時間の経過や環境の変化等により変化し、それに伴い必要とされる支援も変化します。また、必要な支援の変化により、適用される制度や担当する機関が変わることも多くありますが、制度や担当機関のつなぎ目で、求められる支援の提供が滞ることがないように十分配慮する必要があります。

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が必要とする支援を必要な時に受けられるよう迅速かつ公正に実施していく必要があります。

(4) 二次被害や再被害の発生の防止について配慮して行う

犯罪被害者等は、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動、うわさや誹謗中傷等の二次被害や、同じ加害者から再被害に遭うといったことがあります。そのため、犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行う必要があります。

(5) 関係機関等による相互の連携と協力の下で行う

犯罪被害者等への支援は、必要な支援を必要な時に受けられるよう、関係機関同士の連携が不可欠です。

各関係機関が、それぞれの役割を担い、適切な支援を実施することができるよう、相互に連携、協力しながら施策を実施していく必要があります。

### 3 町の責務と町民等の役割（第4条・5条・6条関係）

犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安心して暮らせるようにするには、行政が主体的に支援に関する施策に取り組むことが重要です。また、町民等や事業者も犯罪被害者等支援の理解を深め、社会全体で協力して取り組んでいくことも重要です。条例では、町の責務と町民等の役割についてそれぞれ定めています。

(1) 町の責務

町は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施します。

(2) 町民等や事業者の役割

町民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。また、事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮し、必要な支援を行うよう努めるものとします。

## 第4章 犯罪被害者等支援に関する施策

### 1 支援体制の整備（第8条関係）

#### 【教育課】

犯罪被害者等の被害を回復及び軽減し、日常生活を再建していくためには、犯罪被害者等が置かれる状況に応じた支援を、必要な時に受けられるようにするための体制整備が必要です。犯罪被害者等の支援に携わる庁内関係部署が、緊密に連携して適切な支援を行うため、総合支援窓口を設置します。

取組項目	内容	担当課等
総合支援窓口の設置	犯罪被害者等に被害状況や相談内容に応じた支援を行うため、総合支援窓口を設置し、必要に応じて保健師や公認心理師等の福祉の専門職も含めた庁内関係部署による「支援チーム」を編成し、支援を行います。	教育課

### 2 相談及び情報の提供等（第11条関係）

#### 【教育課、総務課、町民福祉課、こども・健康推進課】

犯罪被害者等は、様々な問題に直面し、迅速な支援が不可欠で、時間の経過とともに求められる支援内容も変化します。犯罪被害者等が直面する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。

取組項目	内容	担当課等
総合支援窓口の設置 [再掲]	犯罪被害者等に被害状況や相談内容に応じた支援を行うため、総合支援窓口を設置し、必要に応じて保健師や公認心理師等の福祉の専門職も含めた庁内関係部署による「支援チーム」を編成し、支援を行います。	教育課
犯罪被害者等支援の周知	広報誌や長和町ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信します。	教育課
町税等の納税相談	状況等を伺い、納税方法等の相談に応じます。	総務課
住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のため、住民票や戸籍の附票の交付について、原則、本人以外には交付不可とします。	町民福祉課

身体的・精神的な健康の不安や不調に関する保健師による相談支援	被害者本人やその家族等の心身の不安や不調、それに伴う生活上の困りごとに対して、相談支援を行います。必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。	こども・健康推進課
国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、介護保険に係る保険税・保険料の減免等に関する相談	状況に応じた減免や納付方法などの相談に応じます。	総務課 町民福祉課
遺族基礎年金の相談	遺族基礎年金の説明と手続を行います。	町民福祉課
国民健康保険、後期高齢者医療保険の第三者行為損害賠償求償に係る相談支援	第三者によって怪我や病気をした場合に受けられる各保険制度の説明と手続を行います。	町民福祉課
福祉医療費給付金の支給	18歳の年度末までの子ども、ひとり親、障がい者、65歳以上70歳未満の高齢者の方の医療費の負担を軽減するため、福祉医療費給付金を支給します。	町民福祉課
DV被害者の国民健康保険の加入、被保険者証の発行	DV被害により住民票を異動できない被害者は、住民登録のない逃げてきている住所地で国民健康保険に加入、被保険者証の交付を受けることができます。	町民福祉課
公認心理師による相談支援	精神的不調等の悩みについて、相談対応等の支援を行います。	こども・健康推進課
障がい者の福祉に関する相談	障がい者やそのご家族等からの福祉サービス等の利用希望に対し、必要な情報提供や手続の支援を行います。	町民福祉課
犯罪により障がい者となった場合等に手当受給についての案内	障がいのある犯罪被害者等に、特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の説明と手続を案内します。	町民福祉課
障がい者手帳の取	障がいのある犯罪被害者等に、障がい者手	町民福祉課

得手続の案内	帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続を案内します。	
自立支援医療（精神通院）についての案内	精神科に継続して通院する場合の費用の一部を公費負担します。	町民福祉課
生活保護に関する案内	生活保護制度について説明や手続き案内をします。	町民福祉課
DV被害に関する相談	DV被害に関する必要な支援について相談に応じます。	こども・健康推進課、 町民福祉課、 教育課
ひとり親家庭の自立に向けた相談支援	ひとり親家庭の自立に必要な情報の提供や相談支援の案内と情報提供を行います。	こども・健康推進課
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内	ひとり親家庭等になった場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内と情報提供を行います。	こども・健康推進課
高齢者の福祉に関する相談	高齢者の介護をはじめ各種福祉サービスの利用方法や高齢者虐待を含む相談等に対応します。	町民福祉課
要介護認定	サービスを利用する必要がある人は、新規申請をします。相談や手続きに対応します。更新、区分変更申請は担当ケアマネージャーが手続の支援をします。	町民福祉課
児童生徒への相談支援	犯罪被害者等となった児童生徒について、スクールメンタルアドバイザーによる相談支援を行います。	教育課

### 3 日常生活の支援（第12条関係）

【教育課、町民福祉課、産業振興課、こども・健康推進課】

犯罪被害者等は、被害を受けることにより、普段行えていた日常生活の営みが困難になります。それぞれの状況に応じて日常生活を支え、再建を支援します。

取組項目	内容	担当課等
家事・育児・介護	以下のサービスを利用する場合に、費用を	教育課



の支援	助成します。 家事援助：調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物など 育児援助：保育、保育園の送迎など 介護援助：見守り、食事介助、排せつ介助等	町民福祉課 こども・健康推進課
配食の支援	食事の用意が困難である一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の高齢者に、バランスの良い食事を提供するとともに利用者の安否確認をします。	町民福祉課
一時保育の支援	就学前の子の家庭での保育に支障が生じた場合に利用する一時預かり保育の費用を助成します。	教育課 こども・健康推進課
転居費用の支援	従前の住居に居住することが困難になった場合に転居する費用を助成します。	教育課
カウンセリング等の支援	精神的な被害の軽減又は回復のために受けるカウンセリング等の費用を助成します。	教育課
報道対応の支援	報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合の費用を助成します。	教育課
弁護士相談の支援	犯罪被害によって生じる法律問題について弁護士に相談する場合の費用を助成します。	教育課
要介護（支援）認定者に対するケアプランに基づいた必要なサービス提供	必要なサービス提供のために、要介護（支援）認定者のケアプランは担当ケアマネージャーが作成します。	町民福祉課
長和町内での就職を希望する求職者を対象とした就職相談・職業紹介	ハローワーク等とも連携し、就職支援員による相談を通じて状況に応じた就労支援を行います。	産業振興課 町民福祉課
職場（商工業者）に対する啓発	町内商工業者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	産業振興課
各種事業者向けの補助金・給付金・融資制	チラシの配布、相談窓口の紹介などを行います。	産業振興課

度の紹介など		
--------	--	--

#### 4 居住の安定（第13条関係）

##### 【教育課、町民福祉課、企画財政課】

犯罪被害者等が、犯罪被害や二次被害、再被害等により、従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るための支援を行います。

取組項目	内容	担当課等
転居費用の支援 〔再掲〕	従前の住居に居住することが困難になった場合に転居する費用を助成します。	教育課
生活管理指導短期 宿泊事業	介護保険法によるサービスが利用できず支援が必要な高齢者を対象とし、養護老人ホームの短期入所サービスを提供します。	町民福祉課
長和町高齢者生活 福祉センター	概ね65歳以上の高齢者で、独立して生活することに不安がある高齢者に対し、居住スペースを提供し自立した生活の継続と高齢者の安心・安全を確保します。	町民福祉課
町営住宅への入居	犯罪被害者等の町営住宅への入居要件を緩和します。	企画財政課

#### 5 経済的負担の軽減（第14条関係）

##### 【教育課、町民福祉課、こども・健康推進課】

犯罪被害者等は、被害を受けることにより様々な経済的負担を強いられるため、その負担の増大を軽減することができるよう、支援金を給付します。また、利用可能な経済的支援制度に関する情報提供や助言を行います。

取組項目	内容	担当課等
犯罪被害者等支援金 の支給	被害直後から強いられる様々な費用負担の増加に対し、経済的負担を軽減するため、遺族支援金、重症病支援金を支給します。	教育課
葬祭費の支給	国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に支給します。	町民福祉課

高額療養費の支給	大きな手術などで保険医療を受け、1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給します。	町民福祉課
東北信市町村交通災害共済による見舞金の支給	東北信市町村交通災害共済に加入していた場合で、自動車・バイク等の交通事故による災害を受けた場合、入通院の日数により見舞金を支給します。	町民福祉課
児童扶養手当の案内	要件に該当するひとり親家庭等で子どもを養育する方に制度の説明と手続きを行います。	こども・健康推進課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者へ、学用品費等の一部を援助します。	教育課

## 6 町民等及び事業者の理解の増進（第15条関係）

### 【教育課、産業振興課】

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、町民等の理解を深め、二次被害等を防止し、犯罪被害者等を社会で孤立させることのないよう、地域や職場、学校における広報、啓発、教育を実施します。

取組項目	内容	担当課等
犯罪被害者等支援の周知〔再掲〕	広報誌や長和町ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信します。	教育課
学校・地域・職場における啓発	学校教職員を対象とした人権教育研修、地域における人権同和教育講座、企業を対象とした企業人権同和教育研修などにおいて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	教育課
職場（商工業者）に対する啓発〔再掲〕	町内商工業者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	産業振興課

学校における教育	学校の道徳の授業などの機会に、相手の立場に立って考え行動することの大切さや情報モラル等の教育を実施します。	教育課
----------	---	-----

7 民間支援団体に対する支援（第16条関係）

【教育課】

民間支援団体は、被害者等支援において重要な役割を果たしています。民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう安定した財政基盤の確立に向けた支援を行います。

取組項目	内容	担当課等
早期援助団体への財政支援	犯罪により被害を受けた被害者及びその家族や遺族に対して各種支援事業を行う「認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター」に財政的支援を行います。	教育課

## 資料編

### 1 犯罪被害者等基本法（平成16年12月8日法律第161号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び

犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 17 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に



資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第24条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第25条 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長)

第26条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 国家公安委員会委員長

(2) 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第28条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第29条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 30 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成 17 年 3 月政令 67 号により、平成 17 年 4 月 1 日から施行]

附則 [平成 26 年 6 月 25 日法律第 79 号] 抄

(施行期日等)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

2 [略]

附則 [平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号] 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 7 条の規定公布の日

(2) [略]

(政令への委任)

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 2 長野県犯罪被害者等支援条例

### 目次

第1章総則（第1条—第11条）

第2章基本的施策（第12条—第24条）

附則

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

（2）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

（3）犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。

（4）二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗ひぼう中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

（5）再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

（6）民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支

援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援に関する計画)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画の策定に当たっては、県民及び犯罪被害者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(支援体制の整備)

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものと相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

2 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村及び民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案による犯罪被害者等を支援する体制を整備し、必要な支援を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第10条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 県は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第12条 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の場合において、県は、犯罪被害者等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第14条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものと

する。

(安全の確保)

第 15 条 県は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 16 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、県営住宅（県営住宅等に関する条例（昭和 35 年長野県条例第 33 号）第 2 条に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 17 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第 18 条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する情報の提供)

第 19 条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第 20 条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第 21 条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないことのないようにするため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第 22 条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深める

ための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 23 条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 24 条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

附則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 長和町犯罪被害者等支援条例（案）

#### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、町の責務及び町民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- （3）犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- （4）町民等 町内に住所を有する者、町内に居住する者、町内に勤務する者、町内に在学する者又は町内において活動を行う者をいう。
- （5）事業者 町内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （6）二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- （7）再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- （8）民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- （9）関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

#### （基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な



支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。

5 犯罪被害者等支援は、町及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有する。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第7条 町は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

(支援体制の整備)

第8条 町は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

2 町は、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第9条 町は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 町は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 町は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第 11 条 町は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第 12 条 町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第 13 条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、町営住宅（長和町営住宅条例（平成 21 年条例第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する町営住宅をいう。）への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第 14 条 町は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(町民等及び事業者の理解の増進)

第 15 条 町は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について町民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育その他の必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 16 条 町は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。